

教育訓練でも使えます！

雇用調整助成金

平成 26 年 8 月 1 日改正

売上の減少に伴い、業務とは別に従業員を教育訓練する場合、受給できます。

＜教育訓練の場合チェック項目＞

- ☑ 雇用保険に加入している事業主
- ☑ 最近3ヶ月の売上高又は生産量が、前年同期比で10%以上減少している事業主
- ☑ 通常の教育カリキュラムに位置づけられていない教育訓練を行う事業主
- ☑ 労使間で休業協定を締結する事業主
- ☑ 休業初日より概ね2週間前までに「休業等実施計画書」を提出する事業主
- ☑ 労働基準法に基づき休業手当を支払う事業主

助成額

厚生労働大臣の定める方法により算定した
休業手当又は賃金相当額 $\times \frac{2}{3}$
(1/2)
※1日の上限は 7,805円

+

訓練費として
1人1日あたり、
3,000円 支給！
(2,000円)

～モデルケース～

- 建設業 従業員3名
- 業務量減少のため、従業員のスキルアップを狙いとして、3名に建築施行技士2級研修を受講させた。(過去社内で同研修の実施経験無し)
- 3ヶ月間で計10日、延べ30日の教育訓練であった。

算定が9,000円なら…
 $9000円 \times \frac{2}{3} = 6,000円$
(6,000円 + 3,000円)
×延べ30日分
→270,000円申請！

| 教育訓練費 | 大企業 | | 中小企業 | |
|-------|--------|---------------|--------|---------------|
| | 事業所内訓練 | 事業所外訓練 | 事業所内訓練 | 事業所外訓練 |
| | 1,000円 | <u>2,000円</u> | 1,500円 | <u>3,000円</u> |

☆ 詳細は担当までお尋ね下さい ☆